## 様式第3号(第9条関係)

# 会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附	属機関	事等の	名称	平成30年度第3回みよし市地域密着型サービス運営審議会
開	催	日	時	平成31年3月19日(火曜日)午後2時00分から午後3時15分まで
開	催	場	所	みよし市役所 6階 601会議室
出	席   者			宮本会長、成瀬副会長、鈴木委員、平岩委員、松崎委員 長山委員、長谷川委員、天石委員、制野委員、鈴木委員 長沼委員、久野委員 (事務局)小野田福祉部長、太田福祉部次長兼長寿介護課長、 加藤長寿介護課副主幹、木戸長寿介護課主任主査
次	回開	催予	定 日	平成31年7月
問	合	せ	先	長寿介護課 担当者名 木戸、中野 電話番号0561-32-8009 ファックス番号0561-34-3388 choju@city.aichi-miyoshi.lg.jp
下村	欄に掲	載する	らもの	<ul><li>・議事録全文</li><li>・議事録要約</li></ul> 要約した理由
審	議	経	過	別紙会議録のとおり

### 平成30年度第3回 みよし市地域密着型サービス運営審議会 会議録

日	時	平成31年3月19日(火) 午後2時から午後3時15分まで
場	所	市役所 6 階 601会議室
次	第	1 あいさつ
		2 協議事項 (1) みよし市地域密着型サービス運営審議会 ア 地域密着型サービス整備事業者選定結果について【資料1】 イ 「認知症対応型共同生活介護」公募の経過と現状について【資料2】 ウ 「認知症対応型共同生活介護」公募の検討について【資料3】 3 その他

#### 1 あいさつ

長寿介護課長: 平成30年度第3回みよし市地域密着型サービス運営審議会を開催いたします。 石川委員、柴田委員からご欠席との連絡を受けています。また、制野委員が 遅れて出席をされる予定です。

本日のスケジュールについては、お手元の次第に基づきまして進めさせていただきます。なお、本会議は一般公開とさせていただいておりますので、御承知おきください。では、宮本会長からごあいさつをいただきたいと思います。

宮本会長: 桜がまもなく咲く季節となっており、4月からは、外国人の技能実習生の枠が広がる法改正も予定されています。介護に就業する人材が減り、AIの力、外国人の力が必要とされ、また一方でケアマネジャー受験者が半分となっているという現状があります。

昨今、介護保険、福祉をめぐる環境は厳しくなっており、その分、地域密着型という考え方が際立ってきています。

本日は第3回の運営審議会となりますが、みよし市のまちづくりという視点からも、委員の皆様のお力添えをいただき審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

長寿介護課長: ありがとうございました。これより次第に従いまして議事に移らせていただきますが、その前に本日の資料確認をさせていただきます。本日の審議会資料は、事前に配布させていただいた資料1、資料2、資料2-2、資料2-3、資料3となっております。

それでは、議事進行につきましては、みよし市地域密着型サービス運営審議会要綱第5条の規定により、会長がその会議の議長となり、議事の進行を取り行うことになっておりますので、宮本会長にお願いしたいと思います。

また、本日は14人の委員のうち、現在11人御出席いただいており、規定の人数を満たしているため会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

#### 2 協議事項

(1) 地域密着型サービス運営審議会

ア 地域密着型サービス整備事業者選定結果について

宮本会長: それでは、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

「地域密着型サービス運営審議会」の案件であります協議事項(1)ア「地域密着型サービス整備事業者選定結果について」事務局より説明をお願いします。

事務局: 協議事項(1)ア地域密着型サービス整備事業者選定結果について説明させて いただきます。

前回12月に開催しました第2回審議会で説明をさせていただきました地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる地域密着型特別養護老人ホームの整備事業者の公募の結果についての御報告です。

お手元の資料1をご覧ください。こちらは、本日午後1時から市役所の市長公室において、みよし市老人福祉施設設置運営者選定審査会の宮本会長から市長に答申された答申書の写しとなります。

資料1の3ページ「1審査の経緯」を御覧ください。申請のありました社会 福祉法人永熊会(えいゆうかい)について、みよし市老人福祉施設設置運営者 選定審査会を計3回開催し、審査が行われました。

1月18日、第1回審査会において市長からの諮問がされ、これを受け、選定 基準と審査基準を審議しました。2月12日、第2回審査会においては、申請事 業者の運営施設の視察を実施し、2月26日、第3回審査会においては、申請事 業者によるプレゼンテーションと審査会委員による採点が実施されました。

「2審査基準及び選定基準」を御覧ください。申請者によるプレゼンテーションを実施するに当たり、事務局審査基準と委員審査基準の2つの審査基準を設けました。(1)事務局による審査基準は2項目、7評価項目で70点満点とし、(2)委員による審査基準は5項目20評価項目の100点満点で、委員7人の合計点数の満点を700点とし、それぞれの合計評価点数を加算した770点満点の70%以上である539点以上である場合に当該事業者を整備事業者として選定することとされました。

「3選定結果」を御覧ください。第3回審査会において審査基準により評価を行った結果、社会福祉法人永熊会の評価点数の合計は599点、得点率77.8%であり、選定基準を満たしておりました。

整備事業者施設視察及びプレゼンテーションにおいて、事業者に対して行った質疑を踏まえ、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を整備する事業者として、社会福祉法人永熊会を全委員一致により選定されました。

今後は、選定事業者に対し、4の「附帯意見」を沿えて決定通知を送付する

予定となっています。

以上、地域密着型特別養護老人ホームの整備事業者の選定結果についての御 報告とさせていただきます。

宮本会長: ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。

長山委員: 資料1「4附帯意見」についてですが、決定事業者にそのままの文章で送付

されるということですか。

事務局: はい。そのままの文章で送付する予定としております。

長山委員: 4(4)において、「常に利用者の目線を意識し」という表記がありますが、職

員は利用者の「目線」ではなく、「生活」に意識していただきたいと思います。

宮本会長: 「利用者の生活に配慮し」という表記に変えた方が良いのではないか、とい

うことでしょうか。

長山委員: そうです。

事務局: では、「目線を意識し」という表記を「利用者の生活に配慮し」という表記に

変更して、決定事業者に通知をさせていただきます。

平岩委員: 4(2)において、「職員の資質向上やケア」という表記がありますが、「ケア」

という用語は、介護保険のケアとイメージが重なり、分かりづらいと思います。

代わりの言葉としては、例えば、「福利厚生」とかが該当するのでしょうか。

宮本会長: 別の表現を検討した方が良さそうですね。

平岩委員: ここで言う「ケア」とは、どのような意味で使っているのでしょうか。

宮本会長: 処遇改善とか、賃金を上げることとかに近いと思います。働いている職員の

給料、労働環境という意味で使っているのではないのでしょうか。

事 務 局: 福利厚生や処遇改善という内容を「ケア」という言葉で表現しています。こ

ちらの部分についても表記を変更して通知させていただきます。

宮本会長: では、文言を修正したうえで、事業者に通知をしてください。文言の表現に

ついては、事務局にお任せしたいと思います。その他、御意見はありませんか。

他にご意見、ご質問がなければ、次に進ませていただきます。

※制野委員途中出席(出席委員12人)

#### (1) イ 「認知症対応型共同生活介護」公募の経過と現状について

宮本会長: 続きまして、協議事項(1)イ「「認知症対応型共同生活介護」公募の経過と現 状について」事務局より説明をお願いします。

事務局: 資料2を御覧ください。

認知症対応型共同生活介護とは、いわゆる認知症対応型グループホームのことを指します。

「1認知症対応型共同生活介護の設置状況」を御覧ください。現在市内の認知症対応型グループホームについては、平成18年度からの第3期計画に基づき平成19年に整備されたみよしの里グループホーム、平成24年度からの第5期計画に基づき平成27年に整備されたグループホームあかりみよし苑の2事業所が運営をしており、それぞれ定員9人1ユニットずつの合計18人での設置がされています。現在は2事業所それぞれに待機者が数人いる状態であり、ほぼ満床の状態が続いております。

続いて、「2 第6期計画期間における公募経過」を御覧ください。みよし市においては平成27年度から3年間の第6期計画期間中である平成28年度に認知症グループホーム整備事業者の公募を実施し、平成29年3月23日にみよしの里グループホームの2ユニットめの設置をすることとして、平成31年4月に事業運営を開始することを条件に決定をしました。

ところが、平成30年11月8日付けでみよしの里からの辞退届が提出され、前回12月25日に開催をした第2回地域密着型サービス運営審議会においてその旨を報告させていただきました。

次に「3 第7期計画への影響について」説明をさせていただきます。

認知症対応型共同生活介護については、平成28年度の事業者決定により、第7期計画において平成31年度から7床(7人)増加と見込み、各年度の実施目標値を設定しておりましたが、今回整備事業者が辞退したことで、実施目標値を達成することができなくなりました。

下段に第7期計画の抜粋を掲載しておりますので御覧ください。

第7期計画期間中における認知症対応型共同生活介護の年間延べ利用者数を示した表85の実施目標では、平成30年度が2ユニット18人×12月で216人を見込んでおり、平成31年度以降については2ユニット18人と新規整備予定分の1ユニット7人を足した25人×12月で300人の利用を見込んでいました。今回、整備事業者が辞退をしたことにより、平成31年度以降の計画は、1ユニット7人分×12月の84人分が満たされないこととなりました。

次に、資料2の2ページを御覧ください。「4待機者状況把握アンケートの集計結果」について報告をさせていただきます。

第2回の地域密着型サービス運営審議会において速報値を提示させていただきました待機者状況把握アンケート結果について、審査会開催後も回答が数件あったため、3月1日までの回答状況を反映し、再度集計をし、データに反映

させました。なお、資料2-2及び2-3において、アンケート結果の再度集計の詳細を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

再び資料2の2ページを御覧ください。

アンケートにおける平成31年3月1日現在の回答人数936人のうち、「1 認知症対応型グループホームへ入所を希望する」と回答した要支援2以上の人は13人となりました。

また、現グループホームの入所待機者7人のアンケートの回答状況を確認したところ、アンケートにおいて「1 認知症対応型グループホームへ入所を希望する」と回答をした人は3人でした。「1」以外の回答であった4人の状況について、担当ケアマネジャーに待機状況を聞き取り、確認したところ、入所希望ではあるが今すぐに入所するか否かが不明の人2人、今すぐに入所を希望している人は2人でした。

これらの状況から、現在のみよし市におけるグループホームの入所希望者は、アンケート回答者13人とケアマネジャー聞き取りにおいて確認した2人を足した15人であるとの結果になりました。

以上、3の計画の状況、4のアンケートの実施結果を踏まえて、認知症対応型共同生活介護については本市において再度公募が必要な状況であると事務局では判断をしています。以上で「認知症対応型共同生活介護」公募の経過と現状の説明とさせていただきます。

宮本会長: それでは、ただいまの事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問はございませんか。グループホームの待機者は15人とのことなので、2ユニット18人には満たない程度の人数と考えられます。特に質問が無いようであれば、資料2を踏まえて次の協議に移りたいと思います。

## (1) ウ 地域密着型サービス事業の実施状況について

宮本会長: 協議事項(1)ウ「「認知症対応型共同生活介護」公募の検討について」事務局 より説明をお願いします。

事務局: 資料2の内容を踏まえて、認知症対応型共同生活介護にかかる公募の検討について、こちらの審議会で公募の時期と必要床数の2点について審議を行っていただきたいと思います。

まず「資料3 認知症対応型共同生活介護公募の検討について」の「1公募時期の検討」を御覧ください。

これまでは各期の計画における実施目標値を基に公募を実施してきました。今回は第6期計画に基づく公募において選定した整備事業者が事業開始前に辞退をしたことにより、第7期計画の実施目標値を達成することができなくなりまし

た。しかし、資料2で説明させていただいたとおり、認知症対応型共同生活介護 はみよし市において必要な施設であるため、公募を実施する時期をいつにするか について、本審議会においてご審議いただきたいと思います。

まず前提として、既存の建物等を利用して事業開始する場合等の例外を除いて、 地域密着型サービス整備事業者が公募に申請してから事業を開始するまでには 通常で3年程度の期間が必要となります。従って、仮に平成31年度に公募を実施 すると事業開始は平成34年度、つまり平成33年度から開始する第8期計画の2年 目となります。

これらを踏まえて「公募時期の検討」について審議をお願いします。

案1については「平成33年度に公募を実施する」、案2については「平成31年 度に公募を実施する」とします。

なお、公募については、各計画期間の当初年度以降に計画に基づいて公募をする【案1】の方法が一般的であり、これまでみよし市においてもこの方法がとられてきました。

今回御提示させていただいた【案2】の方法についてですが、第7期計画においては平成31年度からの7床分の利用増加を踏まえた実施目標値を記載しているだけで、第7期計画期間中に新たな整備を実施する旨は記載をしていません。

なお、計画内に記載がない公募を実施することの是非について、愛知県に確認をしたところ、「審議会で議論をいただいた上で、市議会などに、対外的に説明ができる状況であれば、時期、整備床数ともに計画と異なる形での公募は可能である。」との回答を得ております。

これらのことを踏まえて、また、現在のみよし市の状況を踏まえたうえで、案 1、案2のいずれにするかについて、ご審議いただきたいと思います。よろしく お願いいたします。

宮本会長: 難しい審議となりますが、グループホームを早い時期につくる、若しくは通 常通り次の計画策定を待ち、順を追ってつくる、という2つの選択肢から審議 をする必要があります。何か、質問はありますでしょうか。

鈴木委員: 案1に示すように、平成33年度まで公募実施を遅らせる必要はないと感じます。平成36年度事業開始となってしまい、この時期に高齢者が現在よりも増加していることは明らかです。市民目線で見ると長すぎる印象を受けます。

宮本会長: 一般的な市民の目線から見れば、「早く実施した方が良い」ということですね。 私もそう考えます。他に意見はございませんか。

天石委員: 事務局に確認をしたいのですが、来年度に公募を実施した場合、公募の有無 の見通しは立っているのでしょうか。

事務局: はい。グループホームの公募について、相談は受けています。

宮本会長: 他の視点から何か質問はありませんか。現在15人の待機者が3年のうちにどのように推移するかを考慮することも必要です。利用者が入所を希望する施設であるグループホームが不足していることで、他の施設利用に流れてしまう可能性もあるかと思います。

成瀬委員: そもそも、今回は、第6期計画が頓挫してしまったことによる緊急の対応についての検討です。現在のアンケート結果はあくまでも数字のみ把握しているものであり、その数字に裏切られることもあるかもしれませんが、今の所はその数字を信じるしかありません。現在、利用希望している15人について、この先6年近くも放置しておくことは良くないことです。来年度公募を実施しても事業開始までに3年はかかります。現在の15人の待機者も将来的には増えるだろうということが見込まれるため、異例ではありますが、案2の方が望ましいのではないでしょうか。

宮本会長: 他に意見はございませんか。

ところで、グループホームを利用できる範囲はどの程度ですか。

事務局: 要支援2以上の方が利用できます。

宮本会長: 上限は要介護2までですか。

事務局: 要介護2以上の方も利用でき、要介護3以上の方も現在利用しています。

成瀬委員: 認知症の対応で一番難しいのは、介護度が重い方よりも、要支援2から要介護1、2の介護度が比較的軽度の方であり、そういった方のご家族は介護に疲れ切っているという実状があり、受け皿は必要です。「認知症対応」という観点から、現在把握しているニーズを満たす程度の対応をする努力は必要であると思います。

宮本会長: 認知症患者は今後も増加することが見込まれており、どのような施策を講じていくかを考える必要があります。

ここまでの議論の中では、案2のご意見が多いようですが、挙手にて採択をしたいと思います。

「案1 平成33年度に公募を実施する」「案2 平成31年度に公募を実施する」のいずれにするかについて審議をします。

案1にご承認いただける方は挙手をお願いします。

委員: (挙手委員なし)

宮本会長: では、案2にご承認いただける方は挙手をお願いします。

委員: (全委員が挙手)

宮本会長: では、「1公募時期の検討」については、「案2 平成31年度に公募を実施する」で決定します。

宮本会長: 続きまして資料3「2 必要床数の検討」について事務局より説明をお願い します。

事務局: 続きまして資料3の2ページ「2必要床数の検討」を御覧ください。

第6期計画における認知症対応型共同生活介護の公募は当初「9床以下」で の募集をしていました。

公募の申請期間中に、整備事業者であるみよしの里から7床での申請があり、整備事業者として決定し、その後に策定した第7期計画においては平成31年度からの利用数を「7床増加」と見込んでいました。ちなみに「みよし市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第114条において、認知症グループホーム1ユニットの入所定員が5人から9人の範囲内と規定されています。

そのような経緯から、今回の公募は、1ユニット9人を基本に必要床数を検 討することとします。

先ほどご審議いただいた整備時期である平成31年度からの公募においては、 平成34年度までの事業開始を条件に実施する形となること、また、資料2で説明させていただきましたとおり、現在のみよし市における認知症グループホームの入所希望者が17人であること等の条件を勘案したうえで、【案1】【案2】のいずれにするかについてご審議をお願いしたいと思います。

資料にございますとおり、案1の1ユニット9床での整備のメリットとしては、 みよし市のメリットとしては「第7期計画に沿った数値となる」こと、事業者 側のメリットとしては「現在の希望者数である15人を下回る整備により、空き 床数を少なく抑えられる」ことが想定されます。

また、デメリットですが、みよし市のデメリットとしては「今後、要介護者が増加することが見込まれるのにも関わらず、利用者のサービスの選択の幅を広げることができない」こと、事業者側のデメリットとしては「少人数であることで採算がとりづらくなるため、事業者が申請しない可能性がある」ことが想定されます。

一方で、案2の2ユニット18床での整備のメリットとして、みよし市のメリットとしては「今後は要介護者が増加することが見込まれ、利用者のサービスの選択の幅を広げることができる」こと、事業者側のメリットとしては「スケールメリットをいかせるため、採算がとりやすく」なり、この場合においては事業者が申請する可能性が高くなること、また、デメリットですが、みよし市のデメリットとしては「第7期計画を上回る数値となる」こと、事業者側のデメリットとしては「現在の希望者数を上回る整備により、空き床数が生じる可能性がある」ことが想定されます。

これらのことを踏まえ、【案1】【案2】のいずれにするかについてご審議を お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 宮本会長: それでは「2必要床数の検討」についての審議に先立ちまして、何かご意見、 ご質問はございますか。

成瀬委員: 建物の整備において、一番費用がかかる部分は水周りであると思いますが、 2ユニットとした場合に共有はできますか。

宮本会長: 通常は、1ユニットごとに整備をすべきです。屋根や配管は同一で整備できますが、台所は別々に整備をするべきであると思われます。

事務局: 台所は別々に整備すべきであったと思われますが、屋根や配管は同一整備することが可能だったと思われます。

久野委員: 事業者の立場としてのメリット及びデメリットについて、本日参加されている委員の皆様からご意見をお聞かせいただきたいです。

制野委員: 人員確保という面がやはり気になります。2ユニットですと、グループホームは利用者対職員が3対1の基準であるため、1ユニット9人の利用者だと正規職員が最低3人、非常勤職員が3人必要となり、2ユニットでは12~13人程度の人材が必要となります。収支が合うか、小規模で補えるのだろうかと事業者としては不安になります。2ユニットでの整備については反対ではありませんし、市の人口の状況から考えても必要な施設であることは十分に理解ができるのですが、事業が始まってから撤退するような事態となれば利用者にご迷惑がかかります。「どの程度なら大丈夫なのか」を見据えて申請することが、応募事業者にとって必要となってくると思います。

宮本会長: 事業者としては不安要素が多いということですね。

制野委員: 実際に確保した職員がすぐに離職するというケースもあります。人材の問題 をどう捕らえるかが課題となると思います。

長沼委員: 私どもの事業所も人員確保にはとても苦労しており、1年かけてもほぼ職員が確保できませんでした。現在、運営している1ユニット9人のグループホームについても、正規職員が3人、非常勤職員が3人必要であり、人件費が全体収入の8割を占める状況です。1ユニット単独での整備では採算は合いません。2ユニットですと、職員の兼務が可能となるので、多少収支は上がるのではないかと思います。その反面で、新規の施設であれば利用者も集まりやすいですが、既存の施設だと集まりにくいという現状もあります。特別養護老人ホームとショートステイ合わせて160床整備されていますが、人員確保が困難であるため4ユニット40床を閉鎖している現状です。現在当法人においては、120床分をやりくりする程度の人員確保が限界であると考えています。

宮本会長: 人員確保が困難な状況ではあるが、もし開設するなら1ユニットよりも2ユニットの方が採算もとれ、良いということですね。

長沼委員: 採算だけを考えれば2ユニットの方が良いと思います。私どもの法人はグ

ループ内で特別養護老人ホーム等を併設しており、収入面でグループホームを 補っている状況です。グループホーム単体ではマイナス収支で人件費率が高い 状況です。

宮本会長: サービスの供給側からの意見をお聞かせいただきましたが、行政としてはそのような状況でもやるのだという姿勢を示す必要もあります。他にご意見はございますか。人材確保という点で特別な策は考えられますか。

制野委員: 私どもの法人のみの話にはなりますが、インドネシアとベトナムから10人程度の人材を受け入れています。外国人の指導は日本人が行わなければならず、外国人の比率が高くなるのもリスクが高くなる要因の一つです。他市で運営している法人では外国人の住む住宅がなく苦労をしています。行政と知恵を出し合って運営していかなければならないと考えています。

宮本会長: 介護における人材確保の3つの選択肢としては、AI、外国人、高齢者等の 活用が上げられています。若く優れた人材を確保する可能性は低い傾向にあり ます。様々な困難が予想されつつも必要なプランを実現していく必要がありま す。

天石委員: 介護保険で運営していくこととなるかと思いますが、法定外の支援はどの程 度可能なのでしょうか。また、なにか方策は考えられますか。

事 務 局: 今の時点で市独自の支援はございません。愛知県の施設整備補助金について、 確実に確保していくことに努めています。地域密着型特別養護老人ホームの整 備については、1億5千万円程度の補助金額となっております。グループホー ムについても同様に考えています。

宮本会長: 最低必要限度の物は提供できるが、後は事業者や市民の努力が必要となるということですね。グループホームの平均の利用料金は恐らく15~16万円程度です。一方で、新型特別養護老人ホームの利用料金についてはグループホームより若り安価であり、サービス付高齢者向け住宅については、グループホームより若干安価です。様々な入所施設が似たような料金設定であるため、グループホームが不足していれば、該当利用者が他の施設に流れる可能性もあります。ニーズは変動することがあり得るため、行政として強力に計画を推し進めて、必要な人に必要な施設に入所してもらう覚悟も必要となるのではないかと思います。

成瀬委員: 15~16万円では、基礎年金のみ受給の人だと入所できない施設となるため厳 しい印象を受けます。

宮本会長: 現在の利用希望者が入所する段階になって利用料金が支払えないという可能 性もあります。

久野委員: 今日ここでユニット数を決定するにあたって、委員全員に利用料金等の知識

もなく判断が困難です。経営者側から見ても経営できないという現状があり、 人材が確保できないという問題もあります。また、県からの補助金も必ず確保 できるというものではありません。これらのことからこの場で決定することは 簡単なことではありません。

私自身はスケールメリットの観点から案2の方が良いと思いますが、この場で決めることは困難であると感じます。

宮本会長: 難しい課題を決めることは辛く困難ですが、計画は立てなければいけません。 久野委員: 2ユニットで行くという方向性を出して、事業者と行政がしっかり協議をし たうえで進めていただかないと難しいと思います。

宮本会長: 行政の審議会として決定するべきは大枠です。細かい点までは決定できない という前提で進めていくのはいかがでしょうか。課題に正面から向き合うこと も必要だと思います。

それでは時間もありませんので、「2必要床数の検討」の審議に移ります。

宮本会長: 資料3「2必要床数の検討」について、「案1 1ユニット9床での公募とする」「案2 2ユニット18床での公募とする」のいずれかを審議します。

案1にご承認いただける方は挙手をお願いします。

委員: (挙手委員なし)

宮本会長: 案2にご承認いただける方は挙手をお願いします。

委員: (全委員が挙手)

宮本会長: では、ただいまの結果から「2必要床数の検討」については、「案2 2ユニット18床での公募とする」で決定します。

以上の決定に従って、事務局は認知症対応型共同生活介護の公募手続きを速 やかに進めてください。

これで「地域密着型サービス運営審議会」の案件を終了します。

それでは他にご意見、ご質問がなければ、以上で本日の協議事項につきまして、すべて終了といたします。

次第3「その他」について、事務局より報告をお願いします。

事務局: 今回が今年度最後の審議会となります。

来年度につきましては、先ほどご協議いただきました公募実施に先立ちまして7月頃に第1回審議会を開催します。なお、来年度は介護保険事業計画策定のためのアンケート実施年に当たりますので、アンケート実施にかかる協議のため、11~12月頃に第2回審議会をする予定です。

なお、日程が決まり次第、速やかに委員の皆様には御連絡をさせていただき ますのでよろしくお願いいたします。

宮本会長: 皆様の御協力により協議が終了いたしました。

ありがとうございました。

長寿介護課長: 長時間にわたるご審議ありがとうございました。